

「玄海原子力発電所1号機の廃止措置計画の概要」補正申請 変更前後比較表

変更前（2020年9月8日 事前了解願い）	変更後（今回）	備考
<p style="text-align: center;">別紙2</p> <p>玄海原子力発電所1号機の廃止措置計画の概要</p> <p>本計画には、廃止措置の方針、手順、工程及び解体工事準備期間中に実施すべき汚染のない設備の解体や放射性物質による汚染（以下「汚染」という。）状況の調査等の具体的な内容を記載している。</p> <p>今後、解体工事準備期間中に実施する評価等を踏まえ、放射能レベルに応じた解体工法、手順、放射性廃棄物の処理方法等について、原子炉周辺設備等解体撤去期間に入るまでに計画の変更を行う。</p> <p>1. 廃止措置対象施設の範囲及びその敷地</p> <p>(1) 原子炉設置許可を受けた、玄海原子力発電所1号機の原子炉及びその付属施設を廃止措置対象とする。</p> <p>(2) 廃止措置対象施設の汚染は、原子炉格納容器及び原子炉補助建屋等の内部に限られ、これらの施設は全て放射線管理区域としている。</p> <p>2. 解体の方法</p> <p>(1) 廃止措置の基本方針</p> <p>安全確保を最優先に、関係法令を遵守し次の基本方針のもと適切に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の一般公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばくを低減するよう、適切な解体撤去手順、方法及び汚染の除去方法を策定して実施する。 ・廃止措置期間中の保安活動及び品質保証に必要な事項を玄海原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に定め、必要な設備を適切に維持管理する。 ・廃止措置の実施に当たっては、玄海原子力発電所3号機及び4号機の運転に必要な施設の機能に影響を及ぼさないことを確認した上で工事を実施する。 <p>(2) 廃止措置の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解体対象施設は、廃止措置対象施設のうち、3号機又は4号機との共用施設並びに放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎を除く全ての施設である。（添付-1、2参照） ・廃止措置の工事は、解体工事準備期間、原子炉周辺設備等解体撤去期間、原子炉等解体撤去期間、建屋等解体撤去期間の4つの期間で計画的に実施する。（添付-3参照） ・核燃料物質の1号機原子炉補助建屋内の燃料貯蔵設備（以下「1号機内燃料貯蔵設備」という。）外への搬出は、解体工事準備期間から原子炉周辺設備等解体撤去期間で実施する。 	<p style="text-align: center;">別紙2</p> <p style="color: red;">(2020年12月2日一部補正)</p> <p>玄海原子力発電所1号機の廃止措置計画の概要</p> <p>本計画には、廃止措置の方針、手順、工程及び解体工事準備期間中に実施すべき汚染のない設備の解体や放射性物質による汚染（以下「汚染」という。）状況の調査等の具体的な内容を記載している。</p> <p>今後、解体工事準備期間中に実施する評価等を踏まえ、放射能レベルに応じた解体工法、手順、放射性廃棄物の処理方法等について、原子炉周辺設備等解体撤去期間に入るまでに計画の変更を行う。</p> <p>1. 廃止措置対象施設の範囲及びその敷地</p> <p>(1) 原子炉設置許可を受けた、玄海原子力発電所1号機の原子炉及びその付属施設を廃止措置対象とする。</p> <p>(2) 廃止措置対象施設の汚染は、原子炉格納容器及び原子炉補助建屋等の内部に限られ、これらの施設は全て放射線管理区域としている。</p> <p>2. 解体の方法</p> <p>(1) 廃止措置の基本方針</p> <p>安全確保を最優先に、関係法令を遵守し次の基本方針のもと適切に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の一般公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばくを低減するよう、適切な解体撤去手順、方法及び汚染の除去方法を策定して実施する。 ・廃止措置期間中の保安活動及び品質保証に必要な事項を玄海原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に定め、必要な設備を適切に維持管理する。 ・廃止措置の実施に当たっては、玄海原子力発電所3号機及び4号機の運転に必要な施設の機能に影響を及ぼさないことを確認した上で工事を実施する。 <p>(2) 廃止措置の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解体対象施設は、廃止措置対象施設のうち、3号機又は4号機との共用設備並びに放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎を除く全ての施設である。（添付-1、2参照） ・廃止措置の工事は、解体工事準備期間、原子炉周辺設備等解体撤去期間、原子炉等解体撤去期間、建屋等解体撤去期間の4つの期間で計画的に実施する。（添付-3参照） ・核燃料物質の1号機原子炉補助建屋内の燃料貯蔵設備（以下「1号機内燃料貯蔵設備」という。）外への搬出は、解体工事準備期間から原子炉周辺設備等解体撤去期間で実施する。 	<p>（補正の年月日追記）</p> <p>記載の適正化 （「施設」を「設備」に 変更）</p>

「玄海原子力発電所1号機の廃止措置計画の概要」補正申請 変更前後比較表

変更前（2020年9月8日 事前了解願い）	変更後（今回）	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・燃料貯蔵設備の解体は、核燃料物質の燃料貯蔵設備外への搬出後に実施する。 ・廃止措置期間中の保安のために必要な設備については、その機能を廃止措置の進捗に応じて維持管理する。 ・解体工事準備期間には、汚染状況の調査、汚染のない設備の解体撤去等を実施する。 (添付-4参照) <p>(3) 安全確保対策 解体工事に当たっては、解体工事準備期間中に工事対象範囲の汚染状況の確認を行い、その結果に基づき、安全確保対策を講じる。 なお、解体工事準備期間中の作業に伴う総被ばく線量は、約0.4人・Svと想定している。</p> <p>○放射性物質の漏えい及び拡散防止 ・工事により発生する気体、液体の放射性廃棄物が施設外へ漏えい、拡散しないように、既設の設備を用いて、適切に処理する。 ・放出管理及び周辺環境に対する放射線モニタリングを実施する。</p> <p>○放射線業務従事者の被ばく低減 ・解体設備の汚染レベル等により、汚染の除去や水中での解体を実施する。 ・必要に応じ、放射線遮へい、遠隔操作装置の導入、立入制限を行うとともに、マスク等の防護具を着用する。</p> <p>○事故防止 ・維持管理している設備へ影響のない工事方法とする。 ・火災、爆発防止のため難燃性の資機材の使用、可燃性ガスの管理を徹底する。 ・重量物に適合したクレーン等の揚重設備を使用する。</p> <p>○労働災害の防止 ・高所作業対策、感電防止対策、粉じん障害対策、騒音防止対策等を実施する。</p> <p>3. 性能維持施設 (1) 性能維持施設 廃止措置を安全に進める上で、放射性物質を内包する系統及び設備を収納する建屋等の性能維持施設を廃止措置の進捗に応じて維持管理していく。 (添付-5及び添付-5(補足)参照) 廃止措置の進捗に応じて、性能維持施設を変更する場合は、廃止措置計画の変更を行う。</p> <p>(2) 性能維持施設の施設管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料貯蔵設備の解体は、核燃料物質の燃料貯蔵設備外への搬出後に実施する。 ・廃止措置期間中の保安のために必要な設備については、その機能を廃止措置の進捗に応じて維持管理する。 ・解体工事準備期間には、汚染状況の調査、汚染のない設備の解体撤去等を実施する。 (添付-4参照) <p>(3) 安全確保対策 解体工事に当たっては、解体工事準備期間中に工事対象範囲の汚染状況の確認を行い、その結果に基づき、安全確保対策を講じる。 なお、解体工事準備期間中の作業に伴う総被ばく線量は、約0.4人・Svと想定している。</p> <p>○放射性物質の漏えい及び拡散防止 ・工事により発生する気体、液体の放射性廃棄物が施設外へ漏えい、拡散しないように、既設の設備を用いて、適切に処理する。 ・放出管理及び周辺環境に対する放射線モニタリングを実施する。</p> <p>○放射線業務従事者の被ばく低減 ・解体設備の汚染レベル等により、汚染の除去や水中での解体を実施する。 ・必要に応じ、放射線遮へい、遠隔操作装置の導入、立入制限を行うとともに、マスク等の防護具を着用する。</p> <p>○事故防止 ・維持管理している設備へ影響のない工事方法とする。 ・火災、爆発防止のため難燃性の資機材の使用、可燃性ガスの管理を徹底する。 ・重量物に適合したクレーン等の揚重設備を使用する。</p> <p>○労働災害の防止 ・高所作業対策、感電防止対策、粉じん障害対策、騒音防止対策等を実施する。</p> <p>3. 性能維持施設 (1) 性能維持施設 廃止措置を安全に進める上で、放射性物質を内包する系統及び設備を収納する建屋等の性能維持施設を廃止措置の進捗に応じて維持管理していく。 (添付-5及び添付-5(補足)参照) 廃止措置の進捗に応じて、性能維持施設を変更する場合は、廃止措置計画の変更を行う。</p> <p>(2) 性能維持施設の施設管理</p>	(変更箇所なし)

「玄海原子力発電所1号機の廃止措置計画の概要」補正申請 変更前後比較表

変更前（2020年9月8日 事前了解願い）	変更後（今回）	備 考																														
<p>性能維持施設については、必要な期間中、必要な機能及び性能を維持できるよう、「保安規定」に施設管理計画を定め、これに基づき施設管理を実施する。</p> <p>(3) 性能維持施設のうち共用施設における維持管理 2号機、3号機又は4号機との共用施設における施設管理を含めた維持管理の考え方は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 2号機との共用施設については、2号機にて機能及び性能を維持管理する。 ② 2号機、3号機及び4号機との共用施設については、3号機又は4号機にて機能及び性能を維持管理する。 ③ 2号機及び4号機との共用施設については、4号機にて機能及び性能を維持管理する。 ④ 2号機及び3号機との共用施設（蒸気発生器保管庫）については、2号機にて機能及び性能を維持管理する。 <p>4. 核燃料物質の管理及び譲渡し</p> <p>(1) 核燃料物質の存在場所ごとの種類及び数量は以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貯蔵場所</th> <th>種類</th> <th>体数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号機原子炉補助建屋内の新燃料貯蔵設備</td> <td>新燃料</td> <td>64体</td> </tr> <tr> <td>1号機原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）</td> <td>新燃料</td> <td>16体</td> </tr> <tr> <td>4号機燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）</td> <td>使用済燃料</td> <td>240体</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用済燃料</td> <td>112体</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 管理及び譲渡し 使用済燃料は、譲り渡すまでの期間、1号機原子炉補助建屋内の使用済燃料ピット及び4号機燃料取扱棟内の使用済燃料ピット（1号機、2号機及び4号機共用）に安全に貯蔵する。 これらの使用済燃料は、専用の使用済燃料輸送容器を使用して、廃止措置終了前までに再処理事業者に譲り渡すが、2043年度までの可能な限り早い時期に搬出するように努める。 また、新燃料は、解体工事準備期間から原子炉周辺設備等解体撤去期間の中で加工事業者に譲り渡す。 なお、新燃料及び使用済燃料の運搬は、関係法令を遵守して実施する。</p> <p>5. 核燃料物質による汚染の除去 放射能レベルが比較的高い原子炉本体等は、時間的減衰を図る。機器及び</p>	貯蔵場所	種類	体数	1号機原子炉補助建屋内の新燃料貯蔵設備	新燃料	64体	1号機原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）	新燃料	16体	4号機燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）	使用済燃料	240体		使用済燃料	112体	<p>性能維持施設については、必要な期間中、必要な機能及び性能を維持できるよう、「保安規定」に施設管理計画を定め、これに基づき施設管理を実施する。</p> <p>(3) 性能維持施設のうち共用設備における維持管理 2号機、3号機又は4号機との共用設備における施設管理を含めた維持管理の考え方は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 2号機との共用設備については、2号機にて機能及び性能を維持管理する。 ② 2号機、3号機及び4号機との共用設備については、3号機又は4号機にて機能及び性能を維持管理する。 ③ 2号機及び4号機との共用設備については、4号機にて機能及び性能を維持管理する。 ④ 2号機及び3号機との共用設備である蒸気発生器保管庫については、3号機との共用の運用開始前までは2号機にて機能及び性能を維持管理し、共用の運用開始後は3号機にて機能及び性能を維持管理する。 <p>4. 核燃料物質の管理及び譲渡し</p> <p>(1) 核燃料物質の存在場所ごとの種類及び数量は以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貯蔵場所</th> <th>種類</th> <th>体数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号機原子炉補助建屋内の新燃料貯蔵設備</td> <td>新燃料</td> <td>64体</td> </tr> <tr> <td>1号機原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）</td> <td>新燃料</td> <td>16体</td> </tr> <tr> <td>4号機燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）</td> <td>使用済燃料</td> <td>240体</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用済燃料</td> <td>112体</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 管理及び譲渡し 使用済燃料は、譲り渡すまでの期間、1号機原子炉補助建屋内の使用済燃料ピット及び4号機燃料取扱棟内の使用済燃料ピット（1号機、2号機及び4号機共用）に安全に貯蔵する。 これらの使用済燃料は、専用の使用済燃料輸送容器を使用して、廃止措置終了前までに再処理事業者に譲り渡すが、2043年度までの可能な限り早い時期に搬出するように努める。 また、新燃料は、解体工事準備期間から原子炉周辺設備等解体撤去期間の中で加工事業者に譲り渡す。 なお、新燃料及び使用済燃料の運搬は、関係法令を遵守して実施する。</p> <p>5. 核燃料物質による汚染の除去 放射能レベルが比較的高い原子炉本体等は、時間的減衰を図る。機器及び</p>	貯蔵場所	種類	体数	1号機原子炉補助建屋内の新燃料貯蔵設備	新燃料	64体	1号機原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）	新燃料	16体	4号機燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）	使用済燃料	240体		使用済燃料	112体	<p>記載の適正化 （「施設」を「設備」に変更）</p> <p>記載の適正化 (蒸気発生器保管庫について、3号機との共用開始前後の扱いを明確化)</p>
貯蔵場所	種類	体数																														
1号機原子炉補助建屋内の新燃料貯蔵設備	新燃料	64体																														
1号機原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）	新燃料	16体																														
4号機燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）	使用済燃料	240体																														
	使用済燃料	112体																														
貯蔵場所	種類	体数																														
1号機原子炉補助建屋内の新燃料貯蔵設備	新燃料	64体																														
1号機原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）	新燃料	16体																														
4号機燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）	使用済燃料	240体																														
	使用済燃料	112体																														

「玄海原子力発電所1号機の廃止措置計画の概要」補正申請 変更前後比較表

変更前（2020年9月8日 事前了解願い）	変更後（今回）	備 考
<p>配管等の内面に付着している汚染については、時間的減衰を図るとともに効果的な除染を行うことで、これらの設備を解体撤去する際の放射線業務従事者の放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くする。 (添付-6参照)</p> <p>なお、原子炉周辺設備等解体撤去期間以降については、同期間に入るまでに、除染の要否、除染の方法等について検討し、廃止措置計画の変更を行う。</p> <p>6. 汚染された物の廃棄</p> <p>(1) 解体工事準備期間中の放射性廃棄物の種類、数量、処理及び管理</p> <p>解体工事準備期間中に発生する、以下の放射性物質は、原子炉運転中に発生した廃棄物と同様に廃棄物の種類及び性状等に応じて処理処分を行う。</p> <p>○放射性気体廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に建屋の換気空気で、原子炉設置許可申請書に記載の放射性希ガス等の年間放出量と比べて無視できる程度と評価している。 <p>○放射性液体廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉運転中と同様な廃棄物及び系統の汚染の除去に伴い発生する廃液は、原子炉設置許可申請書に記載の年間放出量を超えないと評価している。 <p>○放射性固体廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉運転中と同様な廃棄物であり、使用済樹脂が約8m³、雑固体廃棄物等が約1,800本(200Lドラム缶相当)発生すると想定している。 <p>(2) 原子炉周辺設備等解体撤去期間以降</p> <p>放射性廃棄物の発生量・処理処分の方法は、解体工事準備期間に行う放射性物質による汚染状況の調査結果を踏まえ、廃止措置計画の変更を行う。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物の処分方法</p> <p>放射能レベルに応じて区分し、それぞれの区分及び性状等に応じて、廃棄事業者の廃棄施設に廃棄する。 (添付-7, 8参照)</p> <p>廃棄先は、廃棄施設への搬出が必要となる時期までに確定する。</p> <p>7. 廃止措置の工程</p> <p>玄海1号機の廃止措置は、この計画に基づき実施し、2054年度までに完了する予定である。 (添付-9参照)</p> <p>8. 品質マネジメントシステム</p> <p>廃止措置期間における玄海原子力発電所の原子力の安全を確保するため、廃止措置に係る保安活動を確実に実施するための品質マネジメントシステムを構築し、「保安規定」の品質マネジメントシステム計画に定める。</p> <p>品質マネジメントシステム計画では、社長を経営責任者とし、品質マネジ</p>	<p>配管等の内面に付着している汚染については、時間的減衰を図るとともに効果的な除染を行うことで、これらの設備を解体撤去する際の放射線業務従事者の放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くする。 (添付-6参照)</p> <p>なお、原子炉周辺設備等解体撤去期間以降については、同期間に入るまでに、除染の要否、除染の方法等について検討し、廃止措置計画の変更を行う。</p> <p>6. 汚染された物の廃棄</p> <p>(1) 解体工事準備期間中の放射性廃棄物の種類、数量、処理及び管理</p> <p>解体工事準備期間中に発生する、以下の放射性物質は、原子炉運転中に発生した廃棄物と同様に廃棄物の種類及び性状等に応じて処理処分を行う。</p> <p>○放射性気体廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に建屋の換気空気で、原子炉設置許可申請書に記載の放射性希ガス等の年間放出量と比べて無視できる程度と評価している。 <p>○放射性液体廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉運転中と同様な廃棄物及び系統の汚染の除去に伴い発生する廃液は、原子炉設置許可申請書に記載の年間放出量を超えないと評価している。 <p>○放射性固体廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉運転中と同様な廃棄物であり、使用済樹脂が約8m³、雑固体廃棄物等が約1,800本(200Lドラム缶相当)発生すると想定している。 <p>(2) 原子炉周辺設備等解体撤去期間以降</p> <p>放射性廃棄物の発生量・処理処分の方法は、解体工事準備期間に行う放射性物質による汚染状況の調査結果を踏まえ、廃止措置計画の変更を行う。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物の処分方法</p> <p>放射能レベルに応じて区分し、それぞれの区分及び性状等に応じて、廃棄事業者の廃棄施設に廃棄する。 (添付-7, 8参照)</p> <p>廃棄先は、廃棄施設への搬出が必要となる時期までに確定する。</p> <p>7. 廃止措置の工程</p> <p>玄海1号機の廃止措置は、この計画に基づき実施し、2054年度までに完了する予定である。 (添付-9参照)</p> <p>8. 品質マネジメントシステム</p> <p>廃止措置期間における玄海原子力発電所の原子力の安全を確保するため、廃止措置に係る保安活動を確実に実施するための品質マネジメントシステムを構築し、「保安規定」の品質マネジメントシステム計画に定める。</p> <p>品質マネジメントシステム計画では、社長を経営責任者とし、品質マネジ</p>	(変更箇所なし)

「玄海原子力発電所1号機の廃止措置計画の概要」補正申請 変更前後比較表

変更前（2020年9月8日 事前了解願い）	変更後（今回）	備 考																																												
<p>メントシステムを確立し、廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを明確にし、効果的に運用することにより、原子力の安全を確保する。また、品質マネジメントシステムのもとで機能を維持すべき設備及びその他の設備の保守等の廃止措置に係る業務を実施する。</p> <p>（添付－10参照）</p> <p>9. 添付資料</p> <table> <tr> <td>添付－1</td> <td>解体対象施設</td> </tr> <tr> <td>添付－2</td> <td>解体対象施設の配置図</td> </tr> <tr> <td>添付－3</td> <td>解体の主な手順</td> </tr> <tr> <td>添付－4</td> <td>解体工事準備期間中に実施する工事等に係る着手要件及び完了要件</td> </tr> <tr> <td>添付－5</td> <td>性能維持施設</td> </tr> <tr> <td>添付－5（補足）</td> <td>使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象における燃料の評価について 系統除染における汚染の除去方法</td> </tr> <tr> <td>添付－6</td> <td>主な廃止措置対象施設の推定汚染分布図</td> </tr> <tr> <td>添付－7</td> <td>廃止措置期間中の放射性固体廃棄物の推定発生量</td> </tr> <tr> <td>添付－8</td> <td>廃止措置工程</td> </tr> <tr> <td>添付－9</td> <td>品質マネジメントシステムの概要</td> </tr> <tr> <td>添付－10</td> <td></td> </tr> </table> <p>以上</p>	添付－1	解体対象施設	添付－2	解体対象施設の配置図	添付－3	解体の主な手順	添付－4	解体工事準備期間中に実施する工事等に係る着手要件及び完了要件	添付－5	性能維持施設	添付－5（補足）	使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象における燃料の評価について 系統除染における汚染の除去方法	添付－6	主な廃止措置対象施設の推定汚染分布図	添付－7	廃止措置期間中の放射性固体廃棄物の推定発生量	添付－8	廃止措置工程	添付－9	品質マネジメントシステムの概要	添付－10		<p>メントシステムを確立し、廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを明確にし、効果的に運用することにより、原子力の安全を確保する。また、品質マネジメントシステムのもとで機能を維持すべき設備及びその他の設備の保守等の廃止措置に係る業務を実施する。</p> <p>（添付－10参照）</p> <p>9. 添付資料</p> <table> <tr> <td>添付－1</td> <td>解体対象施設</td> </tr> <tr> <td>添付－2</td> <td>解体対象施設の配置図</td> </tr> <tr> <td>添付－3</td> <td>解体の主な手順</td> </tr> <tr> <td>添付－4</td> <td>解体工事準備期間中に実施する工事等に係る着手要件及び完了要件</td> </tr> <tr> <td>添付－5</td> <td>性能維持施設</td> </tr> <tr> <td>添付－5（補足）</td> <td>使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象における燃料の評価について 系統除染における汚染の除去方法</td> </tr> <tr> <td>添付－6</td> <td>主な廃止措置対象施設の推定汚染分布図</td> </tr> <tr> <td>添付－7</td> <td>廃止措置期間中の放射性固体廃棄物の推定発生量</td> </tr> <tr> <td>添付－8</td> <td>廃止措置工程</td> </tr> <tr> <td>添付－9</td> <td>品質マネジメントシステムの概要</td> </tr> <tr> <td>添付－10</td> <td></td> </tr> </table> <p>以上</p>	添付－1	解体対象施設	添付－2	解体対象施設の配置図	添付－3	解体の主な手順	添付－4	解体工事準備期間中に実施する工事等に係る着手要件及び完了要件	添付－5	性能維持施設	添付－5（補足）	使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象における燃料の評価について 系統除染における汚染の除去方法	添付－6	主な廃止措置対象施設の推定汚染分布図	添付－7	廃止措置期間中の放射性固体廃棄物の推定発生量	添付－8	廃止措置工程	添付－9	品質マネジメントシステムの概要	添付－10		(変更箇所なし)
添付－1	解体対象施設																																													
添付－2	解体対象施設の配置図																																													
添付－3	解体の主な手順																																													
添付－4	解体工事準備期間中に実施する工事等に係る着手要件及び完了要件																																													
添付－5	性能維持施設																																													
添付－5（補足）	使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象における燃料の評価について 系統除染における汚染の除去方法																																													
添付－6	主な廃止措置対象施設の推定汚染分布図																																													
添付－7	廃止措置期間中の放射性固体廃棄物の推定発生量																																													
添付－8	廃止措置工程																																													
添付－9	品質マネジメントシステムの概要																																													
添付－10																																														
添付－1	解体対象施設																																													
添付－2	解体対象施設の配置図																																													
添付－3	解体の主な手順																																													
添付－4	解体工事準備期間中に実施する工事等に係る着手要件及び完了要件																																													
添付－5	性能維持施設																																													
添付－5（補足）	使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象における燃料の評価について 系統除染における汚染の除去方法																																													
添付－6	主な廃止措置対象施設の推定汚染分布図																																													
添付－7	廃止措置期間中の放射性固体廃棄物の推定発生量																																													
添付－8	廃止措置工程																																													
添付－9	品質マネジメントシステムの概要																																													
添付－10																																														

「玄海原子力発電所 1号機の廃止措置計画の概要」補正申請 変更前後比較表

「玄海原子力発電所 1 号機の廃止措置計画の概要」補正申請 変更前後比較表

変更前（2020年9月8日 事前了解願い）

変更後（今回）

備考

添付-1(2/2)

添付-1(2/2)

解体対象施設（2／2）

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称
計測制御系統施設	計装	核計装
		その他の主要な計装
	安全保護回路	原子炉停止回路
		その他の主要な安全保護回路
	制御設備	制御材
		制御材駆動設備
その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備	
	加圧器制御設備	
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄物処理設備)	ガス圧縮装置※4
		ガス減衰タンク※4
		原子炉補助建屋排気筒
	液体廃棄物の廃棄設備 (液体廃棄物処理設備)	ほう酸回収系
		廃液処理系※4
		復水器冷却水放水口※3※4
	固体廃棄物の廃棄設備 (固体廃棄物処理設備)	アスファルト固化装置※4
		セメント固化装置※3※4
		ペイラ※3※4
		使用済樹脂貯蔵タンク※3※4
		使用済樹脂処理装置※4
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備※4
		放射線管理設備※3※4
	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ
		排水モニタ
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器※1
	その他の主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備
		原子炉格納容器換気設備
		アニュラス空気再循環設備
	その他の主要な事項	原子炉格納容器スプレイ設備
その他原子炉の付属設備	非常用電源設備	受電系統※3※4
		ディーゼル発電機
		蓄電池
その他主要施設	建物及び構築物	ターピン建屋※1

※1：放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除く。

※2：燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。

※3：3号機又は4号機との共用施設については解体対象施設から除く。

※4：2号機のみとの共用施設については解体対象施設に含む。

解体対象施設（2／2）

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称
計測制御系統施設	計装	核計装
		その他の主要な計装
	安全保護回路	原子炉停止回路
		その他の主要な安全保護回路
	制御設備	制御材
		制御材駆動設備
その他の主要な事項	1次冷却材温度制御設備	
	加圧器制御設備	
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄物処理設備)	ガス圧縮装置※4
		ガス減衰タンク※4
		原子炉補助建屋排気筒
	液体廃棄物の廃棄設備 (液体廃棄物処理設備)	ほう酸回収系
		廃液処理系※4
		復水器冷却水放水口※3※4
	固体廃棄物の廃棄設備 (固体廃棄物処理設備)	アスファルト固化装置※4
		セメント固化装置※3※4
		ペイラ※3※4
		使用済樹脂貯蔵タンク※3※4
		使用済樹脂処理装置※4
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備※4
		放射線管理設備※3※4
	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ
		排水モニタ
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器※1
	その他の主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備
		原子炉格納容器換気設備
		アニュラス空気再循環設備
	その他の主要な事項	原子炉格納容器スプレイ設備
その他原子炉の付属設備	非常用電源設備	受電系統※3※4
		ディーゼル発電機
		蓄電池
その他主要施設	建物及び構築物	ターピン建屋※1

※1：放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除く。

※2：燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。

※3：3号機又は4号機との共用設備について解体対象施設から除く。

※4：2号機のみとの共用設備については解体対象施設に含む。

※5：供用終了後は発電所構外へ搬出、輸送事業者に返却し、解体対象施設から除く。

記載の適正化

（「施設」を「設備」に
変更）

（使用済燃料輸送容器
の取扱いの追加）

<中略>

性能維持施設（1／9）

「玄海原子力発電所1号機の廃止措置計画の概要」補正申請 変更前後比較表

変更前（2020年9月8日 事前了解願い）

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間
		設備（建屋）名称	維持台数			
原子炉施設の主要な構造 一般構造	原子炉補助建屋（補助遮へい室、使用済樹脂貯蔵タンク室、使用済燃料ビックト）	放射線遮へい機能	1式	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷となる設備の解体完了まで	
	原子炉補助建屋	放射性物質漏えい防止機能		外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態で管理区域の解除まで	
原子炉本体	放射線遮へい体 壁 原子炉格納容器外周のコングリート壁	放射線遮へい機能	1式	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がある状態である解体完了まで	

添付－5(1/9)

性能維持施設（1／14）

変更後（今回）

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間
		設備（建屋）名称	維持台数			
原子炉施設の主要な構造 一般構造	原子炉補助建屋（補助遮へい室、使用済樹脂貯蔵タンク室、使用済燃料ビックト）	放射線遮へい機能	1式	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷となる設備の解体完了まで	
	原子炉補助建屋	放射性物質漏えい防止機能		外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。	外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態で管理区域の解除まで	
原子炉本体	放射線遮へい体 壁 原子炉格納容器外周のコングリート壁	放射線遮へい機能	1式	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。	放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がある状態である解体完了まで	

添付－5(1/14)

備考
記載の適正化 (共用設備について、各設備の共用の対象となる号機を明確化) 寸書の変更

※：2号機のみとの共用設備（2号機にて機能及び性能を維持管理）

性能維持施設（2／9）

「玄海原子力発電所1号機の廃止措置計画の概要」補正申請 変更前後比較表

変更前（2020年9月8日 事前了解願い）

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間
		設備（建屋）名称	維持台数			
核燃料物質取扱い設備 核燃料の取扱い及び貯蔵施設	使用済燃料ビットクレーン	1 台		新燃料又は使用済燃料が新燃料取扱い設備にて保持されたりする状態であること。また、新燃料又は使用済燃料が新燃料の取扱中に新燃料が破損しないよう正常に動作すること。	新燃料又は使用済燃料が新燃料取扱い設備にて保持されたりする状態であること。また、新燃料又は使用済燃料が新燃料の取扱中に新燃料が破損しないよう正常に動作すること。	1号機原子炉補助建屋内の貯蔵してある新燃料の搬出完了まで
	補助建屋クレーン	1 台		燃料落下防止機能 臨界界防歫機能		1号機原子炉補助建屋内に貯蔵してある新燃料の搬出完了まで
	新燃料エレベータ	1 台				1号機原子炉補助建屋内に貯蔵してある新燃料の搬出完了まで
	除染装置	1 台		除染機能	使用済燃料輸送容器の除染に影響がない状態であること。	1号機原子炉補助建屋内に貯蔵してある新燃料の搬出完了まで

添付 - 5 (2/9)

変更後（今回）

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間
		設備（建屋）名称	維持台数			
核燃料物質取扱い設備 核燃料の取扱い及び貯蔵施設	使用済燃料ビットクレーン	1 台		新燃料又は使用済燃料が新燃料取扱い設備にて保持されたりする状態であること。また、新燃料又は使用済燃料が新燃料の取扱中に新燃料が破損しないよう正常に動作すること。	新燃料又は使用済燃料が新燃料取扱い設備にて保持されたりする状態であること。また、新燃料又は使用済燃料が新燃料の取扱中に新燃料が破損しないよう正常に動作すること。	1号機原子炉補助建屋内の貯蔵してある新燃料の搬出完了まで
	補助建屋クレーン	1 台		燃料落下防止機能 臨界界防歫機能		1号機原子炉補助建屋内に貯蔵してある新燃料の搬出完了まで
	新燃料エレベータ	1 台		除染機能	使用済燃料輸送容器の除染に影響がない状態であること。	1号機原子炉補助建屋内に貯蔵してある新燃料の搬出完了まで
	除染装置	1 台				1号機原子炉補助建屋内に貯蔵してある新燃料の搬出完了まで

添付 - 5 (2/14)

備考	付番の変更 (使用済燃料輸送容器)					
	付番の変更					
※：2号機のみとの共用設備（2号機にて機能及び性能を維持管理）						

性能維持施設（3／9）

「玄海原子力発電所1号機の廃止措置計画の概要」補正申請 変更前後比較表

変更前（2020年9月8日 事前了解願い）

施設区分	設備区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間
		設備（建屋）名称	維持台数			
核燃料物質貯蔵施設及び設備	新燃料貯蔵設備	新燃料貯蔵ラック	1式	臨界防止機能	新燃料の臨界防止による変形等の有意な損傷がない状態であること。	1号機原子炉補助建屋内の新燃料貯蔵設備に貯蔵している新燃料の搬出完了まで
		使用済燃料ピット	1個		新燃料及び使用済燃料の有り使いに影響するような変形等の有意な損傷がない状態であることを。	1号機原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している新燃料の搬出完了まで
		使用済燃料ラック	1式		新燃料の臨界防止による変形等の有意な損傷がない状態であることを。	1号機原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している新燃料の搬出完了まで
	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料ピットを監視する水位設備	1式	水位及び漏えいの監視機能	使用燃料ピットの計測でき、水位高及び低の警報が発信できる状態であること。 使用済燃料ピット内張りから漏えいを監視できる装置が使用できる状態であること。	1号機原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している新燃料の搬出完了まで
		使用済燃料ピットを水の漏えいを監視する設備	1式			

添付-5(3/9)

性能維持施設（3／14）

変更後（今回）

施設区分	設備区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間
		設備（建屋）名称	維持台数			
核燃料物質貯蔵施設及び設備	新燃料貯蔵設備	新燃料貯蔵ラック	1式	臨界防止機能	新燃料の臨界防止による変形等の有意な損傷がない状態であること。	1号機原子炉補助建屋内の新燃料貯蔵設備に貯蔵している新燃料の搬出完了まで
		使用済燃料ピット	1個		新燃料及び使用済燃料の有り使いに影響するような変形等の有意な損傷がない状態であることを。	1号機原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している新燃料の搬出完了まで
		使用済燃料ラック	1式			
	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料ピットを監視する水位設備	1式	水位及び漏えいの監視機能	使用燃料ピットの計測でき、水位高及び低の警報が発信できる状態であること。 使用済燃料ピット内張りから漏えいを監視する装置が使用できる状態であること。	1号機原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している新燃料の搬出完了まで
		使用済燃料ピットを水の漏えいを監視する設備	1式			

添付-5(3/14)

備考

付番の変更

性能維持施設（4／9）

「玄海原子力発電所1号機の廃止措置計画の概要」補正申請 変更前後比較表

変更前（2020年9月8日 事前了解願い）

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間
		設備	設備（建屋）名称			
核燃料物質貯蔵施設	使用燃焼設備	使用清燃料ビット水淨化冷却設備	1系統	淨化冷却機能	使用清燃料ビット水の冷却ができる状態であること。 使用燃料の被覆がしある場合に使用清燃料ビット水を脱塩塔に通水できること。	1号機原子炉補助建屋内の使用清燃料ビット水に貯蔵している使用清燃料の搬出完了まで
核質の取扱い施設	燃料取替用タンク	燃料取替用タンク	1基	給水機能 (ほう素濃度を除く。)	内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がないこと。	

添付－5(4/9)

変更後（今回）

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間
		設備	設備（建屋）名称			
核燃料物質貯蔵施設	使用燃焼設備	使用清燃料ビット水淨化冷却設備	1系統	淨化冷却機能	使用清燃料ビット水の冷却ができる状態であること。 使用燃料の被覆がしある場合に使用清燃料ビット水を脱塩塔に通水できること。	1号機原子炉補助建屋内の使用清燃料ビット水に貯蔵している使用清燃料の搬出完了まで
核質の取扱い施設	燃料取替用タンク	燃料取替用タンク	1基	給水機能 (ほう素濃度を除く。)	内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がないこと。	

添付－5(4/14)

備考

付番の変更

性能維持施設（5／9）

「玄海原子力発電所1号機の廃止措置計画の概要」補正申請 変更前後比較表

変更前（2020年9月8日 事前了解願い）

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間
		設備（建屋）名称	維持台数			
放射性廃棄物の施設	気体廃棄物設備（気体処理装置）	原子炉補助建屋排気筒	1基	放射性気体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること。	放射性気体廃棄物の放出完了まで	
	液体廃棄物設備（液体処理装置）	尾液貯蔵タンク 冷却材ドレンタンク 補助建屋冷却材ドレンタンク 補助建屋機器ドレンタンク 補助建屋サンプタンク 格納容器サンプ	1基 1基 1基 1基 1基	内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性液体廃棄物の放出完了まで	

添付－5(5/9)

性能維持施設（5／14）

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間
		設備（建屋）名称	維持台数			
放射性廃棄物の施設	気体廃棄物設備（気体処理装置）	原子炉補助建屋排気筒	1基	放射性気体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること。	放射性気体廃棄物の放出完了まで	
	液体廃棄物設備（液体処理装置）	尾液貯蔵タンク 冷却材ドレンタンク 補助建屋冷却材ドレンタンク 補助建屋機器ドレンタンク 補助建屋サンプタンク 格納容器サンプ B製品ドレンタンク※ 洗浄排水タンク※	1基 1基 1基 1基 1基 1基 1基 2基	内包する物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。	放射性液体廃棄物の放出完了まで	

※：2号機のみとの共用設備（2号機にて機能及び性能を維持管理）

添付－5(5/14)

備考

記載の適正化
(共用設備について、
2号機との共用の対象となる設備を追
加)

付番の変更

「玄海原子力発電所1号機の廃止措置計画の概要」補正申請 変更前後比較表

変更前（2020年9月8日 事前了解願い）				変更後（今回）				備考
								記載の適正化 (共用設備について、 2号機との共用の対 象となる設備を追 記)
								付番の変更
性能維持施設（6／14）								
				</td				

「玄海原子力発電所1号機の廃止措置計画の概要」補正申請 変更前後比較表

変更前（2020年9月8日 事前了解願い）		変更後（今回）		備考	
性能維持施設（7／14）					
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間
	設備（建屋）名称 維持台数				
	アスファルト固化装置 [*] セメント固化装置 [*] ペイラー（2号機との共用設備のうち1号機設置設備） [*] 液体廃棄物の廃棄 [*] 放射性廃棄物の設置 [*] 放射性廃棄物の設置 [*]	1基 1基 1基 1式 8基 1基 1基	放射性固体廃棄物 処理機能 放射性固体廃棄物 貯蔵機能 放射性固体廃棄物 貯蔵機能 外部へ放射性物質が漏えいするようない状態であること。 内部するようなくなり欠陥があること。	放射性固体廃棄物を 処理する能を有すること。 放射性固体廃棄物を 貯蔵できる状態である こと。 放射性固体廃棄物を 貯蔵できる状態である こと。	放射性固体廃棄物の 処理完了まで
※ : 2号機のみとの共用設備（2号機にて機能及び性能を維持管理） ※※ : 2号機及び3号機との共用設備（3号機との共用開始前までは2号機、共用開始後は3号機にて機能及び性能を維持管理）					
				添付 - 5 (7/14)	記載の適正化 (共用設備について、 2号機との共用または2号機及び3号機 との共用の対象となる 設備を追記)
					付番の変更

性能維持施設（6／9）

「玄海原子力発電所1号機の廃止措置計画の概要」補正申請 変更前後比較表

変更前（2020年9月8日 事前了解願い）

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 設備（建屋）名称	機能	性能	維持期間
線 放 管 理 施 設	屋内放射線管理用主要な設備	固定エリアモニタ（ドラム詰室、使用済燃料ビット付近）	各1台	線量当量率を測定できること。警報設定値において警報器が発信する状態であること。	関連する設備の供用終了まで
	屋外放射線管理用主要な設備	固定プロセス蒸気排気モニタ（補助蒸気復水モニタ）	1台	放射線監視機能 放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報器が発信する状態であること。	放射性气体廃棄物の処理完了まで
		原子炉補助建屋排気筒ガスモニタ 原子炉格納容器内排気筒ガスモニタ 液体廃棄物処理設備	1台 1台 1台	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報器が発信する状態であること。	放射性液体廃棄物の処理完了まで
				添付-5 (6/9)	

性能維持施設（8／14）

変更後（今回）

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 設備（建屋）名称	機能	性能	維持期間
線 放 管 理 施 設	屋内放射線管理用主要な設備	固定エリアモニタ（ドラム詰室、使用済燃料ビット付近、爐固体室 [※] 、爐固體室 [※] 、爐前処理室 [※] 、爐取出口 [※] ）	各1台	線量当量率を測定できること。 警報設定値において警報器が発信する状態であること。	関連する設備の供用終了まで
		放射線監視設備	固定プロセスモニタ（補助蒸気復水モニタ、爐固體室 [※] 、爐前処理室 [※] 、爐固體室 [※] 、爐前処理室 [※] 、爐空氣 [※] 、爐換氣 [※] 、爐排氣 [※] 、爐換氣 [※] 、爐空氣 [※] ）	各1台	放射性生物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報器が発信する状態であること。

※：2号機のみとの共用設備（2号機にて機能及び性能を維持管理）

添付-5 (8/14)

備考

記載の適正化
(共用設備について、
2号機との共用の対象となる設備を追記)
付番の変更

「玄海原子力発電所1号機の廃止措置計画の概要」補正申請 変更前後比較表

変更前（2020年9月8日 事前了解願い）		変更後（今回）		備考																								
<p style="text-align: center;">性能維持施設（9／14）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">施設区分</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">設備等の区分</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">位置、構造及び設備 設備（建屋）名稱</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">機能</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">性能</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top; padding: 5px;">放射線管理施設</td> <td style="padding: 5px;">内放線管理設備（出入管理設備、汚染管分析閥係設備） 屋外放線用屋内放線主要な設備の主な設備</td> <td style="padding: 5px;">放射線管理機能 1式</td> <td style="padding: 5px;">放射線管理機能</td> <td style="padding: 5px;">出入管理、汚染管及び放射線分析ができること。 状態であることを確認する設備の供用開始まで</td> <td style="padding: 5px;">開運する設備の供用終了まで</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原子炉補助建屋 排気筒ガスモニタ</td> <td style="padding: 5px;">原子炉補助建屋 排気筒ガスモニタ</td> <td style="padding: 5px;">放射性物質の濃度を測定できる状態であることを確認する機能</td> <td style="padding: 5px;">放射性气体廢棄物の処理完了まで</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原子炉格納容器 排氣筒ガスモニタ</td> <td style="padding: 5px;">原子炉格納容器 排氣筒ガスモニタ</td> <td style="padding: 5px;">放出管理機能 警報装置における状態で警報が発信すること。</td> <td style="padding: 5px;">放射性液体廢棄物の処理完了まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right; padding: 5px;">※：2号機のみとの共用設備（2号機にて機能及び性能を維持管理）</td><td colspan="2" style="text-align: right; padding: 5px;">添付－5 (9/14)</td><td style="padding: 5px;">記載の適正化 (共用設備について、 2号機との共用の対象となる設備を追記) 付番の変更</td></tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 設備（建屋）名稱	機能	性能	維持期間	放射線管理施設	内放線管理設備（出入管理設備、汚染管分析閥係設備） 屋外放線用屋内放線主要な設備の主な設備	放射線管理機能 1式	放射線管理機能	出入管理、汚染管及び放射線分析ができること。 状態であることを確認する設備の供用開始まで	開運する設備の供用終了まで	原子炉補助建屋 排気筒ガスモニタ	原子炉補助建屋 排気筒ガスモニタ	放射性物質の濃度を測定できる状態であることを確認する機能	放射性气体廢棄物の処理完了まで	原子炉格納容器 排氣筒ガスモニタ	原子炉格納容器 排氣筒ガスモニタ	放出管理機能 警報装置における状態で警報が発信すること。	放射性液体廢棄物の処理完了まで	※：2号機のみとの共用設備（2号機にて機能及び性能を維持管理）		添付－5 (9/14)		記載の適正化 (共用設備について、 2号機との共用の対象となる設備を追記) 付番の変更			
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備 設備（建屋）名稱	機能	性能	維持期間																							
放射線管理施設	内放線管理設備（出入管理設備、汚染管分析閥係設備） 屋外放線用屋内放線主要な設備の主な設備	放射線管理機能 1式	放射線管理機能	出入管理、汚染管及び放射線分析ができること。 状態であることを確認する設備の供用開始まで	開運する設備の供用終了まで																							
	原子炉補助建屋 排気筒ガスモニタ	原子炉補助建屋 排気筒ガスモニタ	放射性物質の濃度を測定できる状態であることを確認する機能	放射性气体廢棄物の処理完了まで																								
	原子炉格納容器 排氣筒ガスモニタ	原子炉格納容器 排氣筒ガスモニタ	放出管理機能 警報装置における状態で警報が発信すること。	放射性液体廢棄物の処理完了まで																								
※：2号機のみとの共用設備（2号機にて機能及び性能を維持管理）		添付－5 (9/14)		記載の適正化 (共用設備について、 2号機との共用の対象となる設備を追記) 付番の変更																								

性能維持設施(7/9)

「玄海原子力発電所 1号機の廃止措置計画の概要」補正申請 変更前後比較表

性能維持施設(7/9)

変更前(2020年9月8日 事前了解願い)

審査

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間
	設備(建屋)名称	維持台数			
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器	放射性物質 放射漏れ (事故及び格納時 性隔離対性防 止機能は除 く。)	外部へ放射性物質が 漏えいするような有意 な損傷がないこと。	管理区域の解除まで
原子炉格納施設	その他必要な事項	原子炉格納容器 換気設備	格納器給気 格納器排気 格納器排気 原子炉格納容器 排気筒	放射線障害を防止する ために必要な換気が できる状態であること。	添付-5(7/9)

性能維持施設(10/14)

変更後(今回)

付番の変更

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間
	設備(建屋)名称	維持台数			
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器	放射性物質 放射漏れ (事故及び格納時 性隔離対性防 止機能は除 く。)	外部へ放射性物質が 漏えいするような有意 な損傷がないこと。	管理区域の解除まで
原子炉格納施設	その他必要な事項	原子炉格納容器 換気設備	格納器給気 格納器排気 格納器排気 原子炉格納容器 排気筒	放射線障害を防止する ために必要な換気が できる状態であること。	添付-5(10/14)

性能維持施設（8／9）

「玄海原子力発電所1号機の廃止措置計画の概要」補正申請 変更前後比較表

変更前（2020年9月8日 事前了解願い）

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間
		設備（建屋）名称	維持台数			
その他の原子炉設備付	非常用電源設備	ディーゼル発電機 蓄電池	1台	電源供給機能 (自動起動機能電 気及び自動給水 機能は除く。)	非常に高圧母線に接続 して性能維持できる 状態であること。	1号機原子炉補助建屋 内の使用済燃料ビット に貯蔵している使用済 燃料の搬出完了まで
その他の主要施設	原子炉補助水設備	原子炉海水ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 原子炉補機冷却水タンク	1組 1基 1基	電源供給機能	直流水母線に接続してい る性能維持施設へ電源 を供給できる状態で あること。	建屋の解体前まで
					※付-5(8/9)	

変更後（今回）

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間
		設備（建屋）名称	維持台数			
その他の原子炉設備付	非常用電源設備	ディーゼル発電機 蓄電池	1台 1組	電源供給機能 (自動起動機能電 気及び自動給水 機能は除く。)	非常に高圧母線に接続 して性能維持できる 状態であること。	1号機原子炉補助建屋 内の使用済燃料ビット に貯蔵している使用済 燃料の搬出完了まで
その他の主要施設	建物及び構築物	キャスク保管建屋	1式	電源供給機能 放射線遮へい 機能	直流水母線に接続してい る性能維持施設へ電源 を供給できる状態で あること。	建屋の解体前まで
	その他主要施設	原子炉補機冷却水設備	1台	冷却機能 (自動起動機能 は除く。)	1号及び2号機原子炉 補助建屋内に貯蔵して いる使用済燃料の搬出 完了まで	1号機原子炉補助建屋 内の使用済燃料ビット に貯蔵している使用済 燃料の搬出完了まで
					※付-5(11/14)	

※：2号機のみとの共用設備（2号機にて機能及び性能を維持管理）

備考
記載の適正化 (共用設備について、 2号機との共用の対 象となる設備を追 加) 寸法の変更

性能維持施設（9／9）

「玄海原子力発電所1号機の廃止措置計画の概要」補正申請 変更前後比較表

変更前（2020年9月8日 事前了解願い）

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間
		設備（建屋）名称	維持台数			
その他の主要施設	原子炉補助建屋換気設備	補機室給気ファン	2台			
	補助建屋排気ファン	1基				
	補助建屋排気ユニット	1台		換気機能	放射線障害を防止するため必要な換気ができる状態であること。	管理区域の解除まで
	原子炉補助建屋排気筒	1基				
	消防設備	消防配管	1式	消火機能	消防栓から放水できる状態であること。	各建屋の解体前まで
	照明設備	非常用照明	1式	照 明機能	非常用照明が点灯できる状態であること。	

添付－5(9/9)

変更後（今回）

施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間
		設備（建屋）名称	維持台数			
その他の主要施設	原子炉冷却水設備	原子炉補機冷却交換器	1基	冷却機能	性能維持設へ冷却水供給できること。	1号機原子炉補助建屋内の使用済燃料ビックトロに貯蔵している使用済燃料の搬出完了まで
	原子炉補機冷却ポンプ	1台		(自動起動機能は除く。)		
	原子炉補機冷却サージタンク	1基				
	補機室給気ファン	2台				
	補機室給気ユニット	1基				
	補助建屋換気設備	1台		換気機能	放射線障害を防止するため必要な換気ができる状態であること。	管理区域の解除まで
	原子炉補助建屋排気筒	1基				

添付－5(12/14)

備考

付番の変更

「玄海原子力発電所1号機の廃止措置計画の概要」補正申請 変更前後比較表

変更前（2020年9月8日 事前了解願い）	変更後（今回）	備 考																																																									
	<table border="1"> <caption>性能維持施設（13／14）</caption> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>位置、構造及び設備</th> <th>機能</th> <th>性能</th> <th>維持期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">その他の主要施設</td> <td>設備区分</td> <td>設備（建屋）名稱</td> <td>維持台数</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射線管理室</td> <td>放射線管理室 給気ファン</td> <td>1台</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射線管理室</td> <td>放射線管理室 トヨタ 給気ユニット</td> <td>1基</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射線管理室</td> <td>放射線管理室 排気ファン</td> <td>1台</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射線管理室</td> <td>放射線管理室 換気ファン</td> <td>1基</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射線管理室</td> <td>放射線管理室 換気ファン（ユニット）</td> <td>1基</td> <td>換気機能 (放射線管理室 のようう素除去 機能を除く。)</td> <td>放射線障害を防止する ために必要な換気が できる状態であること。</td> </tr> <tr> <td>焼却炉建屋</td> <td>焼却炉建屋 給気ファン</td> <td>2台</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>焼却炉建屋</td> <td>焼却炉建屋 給気ユニット</td> <td>1基</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>焼却炉建屋</td> <td>焼却炉建屋 排気ファン</td> <td>2台</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>焼却炉建屋</td> <td>焼却炉建屋 排気ユニット</td> <td>2基</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※：2号機のみとの共用設備（2号機にて機能及び性能を維持管理）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">添付-5 (13/14)</div>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間	その他の主要施設	設備区分	設備（建屋）名稱	維持台数			放射線管理室	放射線管理室 給気ファン	1台			放射線管理室	放射線管理室 トヨタ 給気ユニット	1基			放射線管理室	放射線管理室 排気ファン	1台			放射線管理室	放射線管理室 換気ファン	1基			放射線管理室	放射線管理室 換気ファン（ユニット）	1基	換気機能 (放射線管理室 のようう素除去 機能を除く。)	放射線障害を防止する ために必要な換気が できる状態であること。	焼却炉建屋	焼却炉建屋 給気ファン	2台			焼却炉建屋	焼却炉建屋 給気ユニット	1基			焼却炉建屋	焼却炉建屋 排気ファン	2台			焼却炉建屋	焼却炉建屋 排気ユニット	2基			<p>記載の適正化 (共用設備について、 2号機との共用の対象となる設備を追記)</p> <p>付番の変更</p>
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備	機能	性能	維持期間																																																						
その他の主要施設	設備区分	設備（建屋）名稱	維持台数																																																								
	放射線管理室	放射線管理室 給気ファン	1台																																																								
	放射線管理室	放射線管理室 トヨタ 給気ユニット	1基																																																								
	放射線管理室	放射線管理室 排気ファン	1台																																																								
	放射線管理室	放射線管理室 換気ファン	1基																																																								
	放射線管理室	放射線管理室 換気ファン（ユニット）	1基	換気機能 (放射線管理室 のようう素除去 機能を除く。)	放射線障害を防止する ために必要な換気が できる状態であること。																																																						
	焼却炉建屋	焼却炉建屋 給気ファン	2台																																																								
	焼却炉建屋	焼却炉建屋 給気ユニット	1基																																																								
	焼却炉建屋	焼却炉建屋 排気ファン	2台																																																								
	焼却炉建屋	焼却炉建屋 排気ユニット	2基																																																								

「玄海原子力発電所1号機の廃止措置計画の概要」補正申請 変更前後比較表

変更前（2020年9月8日 事前了解願い）	変更後（今回）	備考																					
<p style="text-align: center;">性能維持施設（14／14）</p> <p>△ 索引</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備（建屋）名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">その他の主要施設</td> <td>消防設備</td> <td>消防配管 消火栓</td> <td>1式 1式</td> <td>消火機能</td> <td>消防栓から放水できること。 状態であること。</td> <td rowspan="2">各建屋の解体前まで</td> </tr> <tr> <td>照明設備</td> <td>非常用照明</td> <td>1式</td> <td>照明機能</td> <td>非常用照明が点灯できること。 できる状態であること。</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px; text-align: center;">添付-5 (14/14)</div>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備（建屋）名称	維持台数	その他の主要施設	消防設備	消防配管 消火栓	1式 1式	消火機能	消防栓から放水できること。 状態であること。	各建屋の解体前まで	照明設備	非常用照明	1式	照明機能	非常用照明が点灯できること。 できる状態であること。	付番の変更
施設区分	設備等の区分			位置、構造及び設備					機能	性能		維持期間											
		設備（建屋）名称	維持台数																				
その他の主要施設	消防設備	消防配管 消火栓	1式 1式	消火機能	消防栓から放水できること。 状態であること。	各建屋の解体前まで																	
	照明設備	非常用照明	1式	照明機能	非常用照明が点灯できること。 できる状態であること。																		